



広報

川越

— No. 290 —

7月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)23-1450代

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



昭和46年度予算の概要

一般会計

Table with columns for '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure), listing various categories like taxes, social security, and public works with their respective budget amounts and percentages.

特別会計

Table showing special accounts (特別会計) with columns for '会計別' (Account Type), '予算額' (Budget), '収入済額及び支出済額' (Actual Income/Expenditure), and '予算残額' (Budget Balance).

()は、継続費繰越額を示す。

用途別給水割合



歳出予算の性質別構成割合

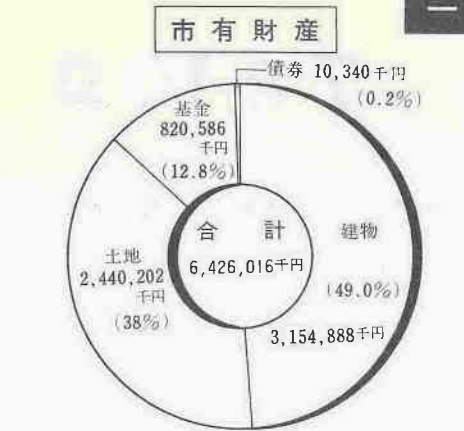


会計別予算

Table comparing budget by account type (一般会計, 特別会計) across 46th, 45th, and previous years, including sub-categories like general account and special accounts.

※投資的経費の主な事業は4ページに...

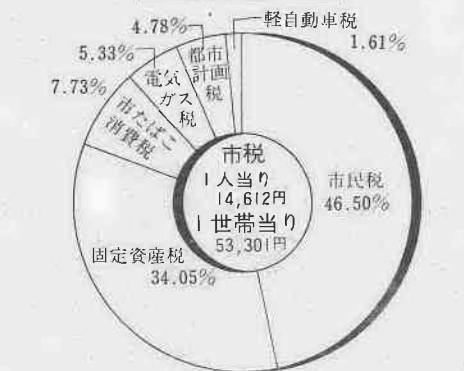
一般会計



住民の負担状況

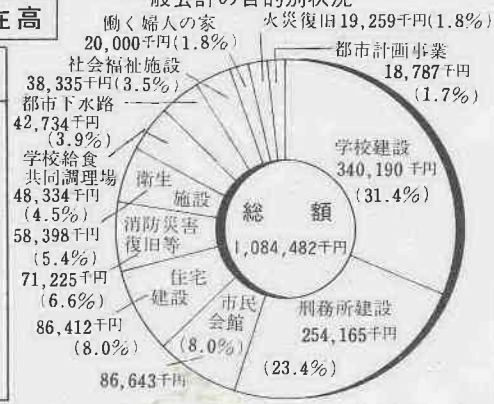
Table showing tax burden status (住民の負担状況) with columns for '税別' (Tax Type), '調定額(A)' (Assessed Amount), and '(A)に対する負担額' (Burden Amount relative to A).

税別負担割合



市債の現在高

Table showing current city debt (市債の現在高) by account type: 一般会計 (General Account), 水道会計 (Water Utility), 下水道会計 (Sewerage), etc.



各会計別予算に対する収入及び支出の概要

Table showing revenue and expenditure details for each account type (一般会計, 特別会計), including sub-categories like taxes, social security, and public works.

歳入

Table showing revenue details (歳入) by account type, including sub-categories like taxes, social security, and public works.

歳出

Table showing expenditure details (歳出) by account type, including sub-categories like social security, public works, and education.

昭和45年度 下半期

財政

公表

各町村の財政事情の公表は、地方自治法の定めにより毎年一回行なうことになっております。本市の場合は、毎年六月と十二月に行ないます。今回の公表は、昭和四十五年下半期、すなわち昭和四十五年十月一日から昭和四十六年三月末日までの予算の執行状況、および公営事業の経理状況等についての報告です。なお、去る三月市議会が成立した、本年度予算の概要もお知らせしますので、ご覧ください。

表紙写真

*氷川神社... (昭和三十二年県文化財指定)

氷川神社の氷川神社は、欽明天皇即位二年に武蔵一ノ宮である大宮氷川神社を分祀したと伝えられます。御祭神は素盞鳴尊、稲田姫命、大己貴命、脚摩乳命、手摩乳命の五柱の神々であり、その昔確水峠をくだって来られた出雲の神々です。太田道灌が川越築城にあたり、あつく崇敬し、天文六年の川越夜戦の頃は川越惣社として栄え、文祿四年には川越城主酒井忠利が社額を寄進しました。社殿は、寛永五年酒井忠勝が本殿を修復し元禄九年柳沢吉保が社殿を造替し、天保十三年(一八四二年)松平奇典が城主の時本殿が造営されました。毎年十月十四・十五日には、川越氷川神社祭りが行なわれますがこれは慶安元年(一六四八年)城主松平信綱が神輿を寄進し祭礼を興してから年々盛大になり、江戸の天下祭の趣きを伝える全国唯一の大祭となりました。本殿のまわりには彫刻は江戸の鳴村源蔵の作で、十カ町の山車の人形を主題としています。拝殿にのこる絵額(原指定)には、この十カ町の山車(原指定)は、寛永十四年(一六三七年)建立の江戸城二の丸東照宮の社殿を、明歴二年(一六六六年)に川越に移築したものです。なお現在は、結婚式場として大いに栄えています。

統計グラフの作品を募集

統計グラフコンクール(第九回、第二十二回埼玉県、第八回川越市)が、それぞれ次の要領で開かれます。ふるって応募ください。
▽応募資格
第一部：小学校児童
第二部：中学校生徒
第三部：高等学校以上の生徒
第四部：一般
※県と市のコンクール応募者は、県・市内居住者か県・市内に在学または在勤の方に限ります。
▽課題：各部門とも自由
▽規格
第一・二部：七二・八センチ
×五・一・五センチ
第三・四部：百三センチ×七二・八センチ
※各部とも紙質・色彩は自由です。
▽締切日
市コンクール：九月三日
全国コンクール：九月六日
県コンクール：九月六日
※県および全国コンクールには、市コンクール応募作品のうち入賞作品が出品されます。
▽応募上の注意
①作品の裏面に住所、氏名(ふりがな)、性別、職業児童・生徒、学生の場合は、学校名と学年、年齢を明記する。
②合作の場合は五人までとする
▽提出先：市役所企画課統計係(作品保護のため、なるべく直接に持参ください)

投資的経費の主な事業

Table with 3 columns: 款別 (Category), 事業名 (Project Name), 予算額 (Budget). Rows include 総務費, 民生費, 衛生費, 農林水産費, 土木費, 消防費, 教育費.

機構改正と人事異動

道路・公害部門を強化

市では七月一日付で、市長部局の事務機構を一部改正しました。この改正は、人口の激増に伴う事務量の増大と、社会情勢の変化で多様化する市行政に対応するためのものです。

水洗可能区域広がる

岸町・新宿町など七地域の一部

六月十五日から使用開始



汚水を浄化する終末処理場

このほど、中部排水区の下水道工事が一部完了し、六月十五日から岸町、新宿町など七地域の一部が、水洗可能区域になりました。

今回の水洗可能区域の拡大に伴って、水洗便所を利用できる戸数は全市で一万余戸増加し、これは市全体の三四割、面積で五百八十六・四一四ヘクタールとなりました。

- 水洗可能区域の拡大に伴って、水洗便所を利用できる戸数は全市で一万余戸増加し、これは市全体の三四割、面積で五百八十六・四一四ヘクタールとなりました。

飯庁舎で執務する課

新庁舎の建設期間中、三久保町に建てられた飯庁舎で執務する課は、広報川越の番号に掲載しましたが、その後一部に変更がございましたのでお知らせします。

市技術職員募集

応募資格 大学または短期大学の工学部土木工学科あるいは建築学科を専攻した者で、明年三月卒業見込みの者、または昭和四十五年三月以降に卒業した者

市営住宅入居者募集

市では、市営住宅あき家分(第一種八戸・第二種七戸)の入居者を、次の要領で募集しますからお申し込みください。

排水設備などの工事は、必ず指定工事店で行ってください。指定工事店は、技術的にも安心してまかせられるし、また計画の確認や申請、改造資金の貸付申請の手続きなども代行してくれます。

水洗便所の標準タイプと工事費
現在、川越市内でもっとも多く使われている水洗便所の型は、A・B・Cの三種で、これが市の標準タイプとされています。

只今「道路」工事中
七月初めから十一月下旬にかけて、電話ケーブル埋設工事のため次の各区間の道路工事が行なわれます。

「おい、もう十時だぞ。」
「ええと、気温十一度、水温が十度……一度、地温は……十二度。」
「ほか、そんな大きい声出すな。」
「イワシユウ、メモとついで、あとで教えてくれよ。」
「うん。」
「利根川君、深夜勤務に行つてこいよ。」
深夜勤務とは、一種のきもだめしで、近所の暗がりを回ってくることである。
「そうだよ、弱虫利根川、行け。」
「やだよ。いま『Uコン技術』読んでんだもん、ええと、何々……」
「イワシユウ行けよ。」
「行く、行く。」
「じゃあ、行ってこいよ。」
このようにここに

なつてしまったのは、わけがある。きょうの理科の時間、記録温度計なしで、どのようにして夜の温度を測つたらよいかということとを討議した結果、ぼくの家の庭にテントを張って一夜を過ごすことにした。
午後六時になると、さっそく温度観測開始。このころ、だんだん暗くなってきた。
テントの中で夕食。用意してきたかき中電燈や、テント内にするしたろうそくの灯で本を読んだりおかしをガムをくちやくちやくとしたり、トランプをしたりする。



深夜の温度観測

大東東小六年 金子 厚

それもあると、近所の鉄橋の付近まで散歩にでかけ、途中道路にねそべったりした。雑草の生いっけつた林トイレで用をすませたあと、赤間川にうかんだあわが、お化けに見えて大さわぎ。お化け退治だとばかり、かこのこわれたもどろいたよすすだつた。
いま考えてみると、ずいぶんあつてなかつた。でも、とつてもおもしろく、一度でもこんな体験を味わうことができてよかった。
それにしても、記録温度計がないということから、こんなことになつてしまつとは、へん生道中どんなことがあるのか、わからないものだ。とつくづく考える。
でも観測は大成をおさめた。六人で協力してやったからだ。一人ではとてもできなかったと思う。

埼玉県視力障害者大会開かれる

6月20日、埼玉県視力障害者大会が川越地方庁舎で開かれました。この大会は、視力障害者の団結と地位の向上をめざし毎年開かれているものです。午後から開かれた弁論大会では、それぞれの弁士が、現在かかえている問題点を主張、その結果白沢和子さんが埼玉県知事賞に輝きました。



〔ある会話からと題し弁論する岡内さん〕

冷えた水蒸気が水滴になりテントについてたまつては、ポトリポトリ落ちてくる。いろいろなことがあつたが、午前五時の観測を終え、お茶を飲んで、お化け退治の記録を見せると、さすがに先生もどろいたよすすだつた。
いま考えてみると、ずいぶんあつてなかつた。でも、とつてもおもしろく、一度でもこんな体験を味わうことができてよかった。
それにしても、記録温度計がないということから、こんなことになつてしまつとは、へん生道中どんなことがあるのか、わからないものだ。とつくづく考える。
でも観測は大成をおさめた。六人で協力してやったからだ。一人ではとてもできなかったと思う。

写真ニュース

みなさんのまわりで、明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。



夏へ向けてプール開き

市では、本格的な夏にむけて、6月22日市営プール開きをしました。神官により、プールが清められた後、初雁中水泳部の生徒が元気に初泳ぎをしました。プールは7月20日までは土、日曜日に公開、また21日以後は毎日一般公開されます。



町民総出で広場がきれい

三久保町では、毎月第1・第3日曜日を清掃デーと決め、「町をきれいにする運動」を展開していますが、この運動の1つとして、6月13日には、中央公民館広場を清掃しました。この日およそ300人の町民が参加、庭の草とりや、石拾い花だん修理などで、広場は見るときれいにきれいになりました。



〔どれが100円の化粧品でしょうか?……〕

消費生活センターオープン

県の消費生活センターが市内松江町にオープンしました。1階が相談室と展示室、2階が商品テスト室と講座室になっています。展示室には、ご婦人に関心の深い100円化粧品から、日用品にいたるまで、かきこい消費者になる、情報がいっぱいです。一度あなたもおでかけになりませんか。

川越の歴史



現在の霞ヶ関地区と名細地区は明治二十一年までは「高麗郡」に所属していました。続日本紀には霊龜二年(七二〇)に駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野の七か国にいた高麗人(高句麗人)一、七九九人を武蔵国へ移住させて、新たに高麗郡を設置したとみえており、その集りから、高麗人の集りによって生まれた郡名であることがわかります。武蔵国はとくに面積が広くて(ほぼ現在の東京都と埼玉県)未開の地が多く、しかも大和朝廷の直轄領に屯倉があるところから、彼等が支配に服したために、彼等を組織化して移住させ、開発をすすめたものと思われれます。
帰化人が日本へ渡来するようになったのは紀元前二〇〇年ころからだとわかれていますが、大勢来るようになったのは五世紀から七世紀ごろで、大和朝廷が朝鮮半島へ盛んな軍事行動を行ない、百濟や新羅、高句麗と戦っていたころです。彼等は日本人に文字を教え、漢字を日本語に合うように訓読化するなど学術、工芸、産業、宗教の各方面で日本文化の発展に

帰化人で構成された「高麗郡」

川越地方の開発に貢献

非常に貢献しました。大和朝廷も彼等に答えて「氏」すなわち中央政府内で一定の政治的資格を与えました。平安時代初期に編さんされた「新撰姓氏録」記載の氏のうち約三割は帰化人がしめており、朝廷がいかにあつてもなしたかがわかります。さて高麗郡へ移された帰化人はどんなやり方で開拓し、どんな生活を送っていたのでしょうか。残念ながらほとんどわかりません。これは、彼等が異民族として強固なまとまりをせず、たえず日本へ同化しようとしたために、日本人と同じような生活を送ってきたからでしょう。
高麗郡(本市の一部、日高町、飯能市、名栗村)には白鬚神社がたくさんあり、本市内にも笠幡、吉田、下小坂にありますが、いずれも彼等が、高麗郡へきて建てたものではないかと推察されています。日高町にある高麗神社には高麗氏系譜が残っており、それによると高麗王若光が死んだとき、彼等が過去に行なってきた宗教で申す「神国の例」によって霊廟を建て、郡の鎮守として祭つたとあります。このへんにも日本へ同化したという彼等の姿勢が伺われます。彼等独自の風俗習慣が残っていないのはそのためではないでしょうか。(市史編さん室)

グループ紹介

まっ白なカンヴァスが美しい色彩でうずめられ、対象物をジッと見つめる眼は真げんそのものです。
まっ白なカンヴァスが美しい色彩でうずめられ、対象物をジッと見つめる眼は真げんそのものです。
まっ白なカンヴァスが美しい色彩でうずめられ、対象物をジッと見つめる眼は真げんそのものです。



昨年十一月、婦人会館が広く呼びかけてつくった油絵グループ、レディース・アウト・クラブ。九十九名はまっ白な初心者でしたが、名づけ親であり、講師である新構造社員の川田先生のわかり易い熱心な指導でメキメキ腕をあげています。
この講習会は、昼は家庭の主婦を対象に毎週月曜日、夜は働く婦人のために金曜日に開かれています。
現在会員は三十八名です。みなさんは生活が楽しくなった、色彩感覚が豊かになったとその利点を話しています。
入会ご希望の方は、婦人会館へお問い合わせください。(会四二一六三四六)

私の提言

募集中

あなたの声をお寄せください
広報係では、市政に対する市民のみなさんのご意見、ご希望をお待ちしています。
提言は、はがきで一つの事につき、できるだけ簡潔にお書きください。また、投書には住所、氏名、職業をかならずお書きください。
投書に対しては、「広報川越」の欄、または、本人あて直接お答えします。
(投票のあて先……川越市役所企画課広報係 川越市元町一(二))

また、広報係では、「私の提言」も募集しています。日常生活からさまざまに感じることで、これはこうすれば、もっとよくなるのではないかと、くらしの中のこと、あるいは、あるいは各家庭での交通安全の対策など、を提案していただくというものです。
原稿は、六百字以内で、住所、氏名、年齢、職業を明記し、企画課広報係(川越市元町一(二))宛お送りください。

上尾市に県営水上公園

7つのプール 7月21日にオープン

このほど県営の水上公園が上尾市につくられ七月二十一日にオープンします。この公園は、面積約二十六万平方メートル、内部には次のような七つのプールがつくられ、三万人を収容することができます。

- ▽大型変形プール 深さ一・一メートル、面積五千九百三十二平方メートル
- ▽流水プール 深さ一・二メートル、周囲三百メートル、幅十メートル、面積三千平方メートル
- ▽造波プール 深さ〇・一メートル、長さ一六・七メートル、幅七・七五メートル、面積二千七百平方メートル
- ▽子どもプール 深さ〇・四メートル、面積一〇・八八平方メートル、長さ三〇・八メートル、高さ一・三メートル、面積二百九十二平方メートル
- ▽小型変形プール 深さ一・一メートル、面積千七百四十四平方メートル
- ▽室内温水プール 深さ一・二メートル、長さ二十五・五メートル、幅十五・五メートル、面積三百三十三平方メートル

開設期間と利用料金
開設期間は七月二十一日から八月三十一日までです。
利用料金は三時間以内、大人二百円、子ども（四歳以上の幼児、小・中学生）三十円。超過時間一時間までごとに大人六十円、子ども十円です。室内温水プールは三時間以内、大人二百円、子ども百円。超過時間一時間までごとに大人六十円、子ども三十円です。

冬期はアイススケート場に
流水プールは、十一月二十日から三月十五日までの期間、アイススケート場として利用できます。利用料金は三時間以内、大人三百円、子ども百円。超過時間一時間までごとに大人百円、子ども三十円です。

夏休みをたのしく

規則正しい学習と生活を

まもなく、子どもたちが待ち望んでいた夏休みにはいります。夏休みは、子どもたちがが学校生活から解放され、のびのびと過ごせる楽しい時期です。しかし、この時期は、また開放

規則正しい学習と生活を
季節なだけに、不規則な生活を送り、非行に走りたりする子どもも少なくありません。そこで、つぎのように親と子どもが心がけることをそれぞれきめて、それに従って生活するようにしてあげてほしいと願います。

- ▽計画を立てて、それに従って規則正しい生活を送らせる。
- ▽外出の際は、行き先や用件、帰宅時間をはっきりさせ、必ずそれを守らせる。
- ▽海や山へ行くときは、十分な準備をさせ、年長者のリーダーといっしょに行かせるようにする。
- ▽遊泳禁止の場所では絶対に泳がせない。
- ▽見知らぬ人に誘われても絶対について行かないように指導する。
- ▽道路では遊ばせない。

参議院選挙おわる

前回を下回った投票率... 46.2%

第九回参議院議員通常選挙は、六月四日に公示され、六月二十七日投票が行なわれました。今回の選挙から参議院議員の定数も沖繩を含めて二百五十二名と変わったわけですが、この選挙では定数のうち半数が改選されたわけ

本市の選挙当日の有権者数は、男五万七千六百六十二人、女五万八千四百四十六人、計十一万五千八百八十八人で、投票率は、男四八・四八割、女四三・九四割、計四六・二〇割となっています。

これは前回昭和四十二年の参議院選挙の投票率五六・四七割より一〇・二七割も下回っています。

開票は、翌日の二十八日市民会館で行なわれました。地方区、全国区（少数点以下省略）とも各候補者が川越市で得た得票数は次のとおりです。

参議院議員通常選挙候補者得票数 (川越市開票区、届出順)	
候補者	得票
地方区	
鹿島俊雄	1,143
野村としお	68
林卓司	2,074
黒住行城	352
岡口登保	31
坂浦光ひろ	21
たかお朗	48
八木一朗	265
山本千代	351
吉永六郎	128
菅正男	6
宮崎雅彦	52
青木末子	4
大町金五	9
あつみお	509
山口茂次郎	356
坂口徳三郎	1,384
内藤藤三郎	282
佐藤高本	347
山見守三郎	51
河野圭司	502
高見はら	775
みやま	16
原田立英	100
山本たけし	166
山崎国治	115
木崎徳五郎	214
みなみ宗五	191
長瀬圭一	133
須崎けい	7
山崎一	138
山田	25
矢田	667
鈴木	94
力	764
全国区	
岩内秀彦	494
山内秀彦	691
山内秀彦	20
山内秀彦	475
山内秀彦	283
山内秀彦	517
山内秀彦	2,140
山内秀彦	941
山内秀彦	829
山内秀彦	55
山内秀彦	1,657
山内秀彦	1,755
山内秀彦	247
山内秀彦	790
山内秀彦	131
山内秀彦	95
山内秀彦	122
山内秀彦	59
山内秀彦	57
山内秀彦	1,102
山内秀彦	4
山内秀彦	4
山内秀彦	282
山内秀彦	375
山内秀彦	1,477
山内秀彦	647
山内秀彦	242
山内秀彦	4,598
山内秀彦	240
山内秀彦	4
山内秀彦	13
山内秀彦	278

子どもには
▽計画を立てて、それに従って規則正しい生活を送らせる。
▽外出の際は、行き先や用件、帰宅時間をはっきりさせ、必ずそれを守らせる。
▽海や山へ行くときは、十分な準備をさせ、年長者のリーダーといっしょに行かせるようにする。
▽遊泳禁止の場所では絶対に泳がせない。
▽見知らぬ人に誘われても絶対について行かないように指導する。
▽道路では遊ばせない。

保護者は
▽できるだけ対話の機会をつくり、何でも話し合える親子関係をつくるように努力する。
▽こづかいには、計画的に与えむだ使いをさせない。
▽子どもの遊び場や遊ぶ友だちをよく知っておく。
▽正しい交通ルールを指導する。
▽水泳やよさかなつり、花火遊びにはおとなが付き添う。

合同防災総合訓練

七月二十九日(木)午前八時から
川越市立第一中学校校庭で、県と市の主催による「防災総合訓練」が行なわれます。

この訓練の想定は、同日午前八時、川越地方に震度六の激震が起り、家屋の倒壊が続き、さらには市内各所で火災も発生し延焼、また道路、ガス、水道、電力、電話等の施設が大きな被害を受け、死傷者が多数見込まれる、と想定されています。

当日、訓練に参加する機関は、

埼玉県および川越市、自衛隊、警察、市消防、消防団、電々公社、東京電力、武州ガス、日赤、医師会、アマチュア無線クラブなどで約二千五百名とヘリコプター、消防車、救急車、パトカー、特殊作業車、トラックなど約百台の車輛が参加します。

災害はいつどこで起るか分かりません。市民のみなさんまぜひこの訓練を見学し、有事に備えてください。

百乃灯 ちょうちんまつり

七月十日～十五日

※民ようおどり、風船わり大会など多彩な催し
※7月15日、午後5時～9時
川越まつり囃子競演会
於：丸広前駐車場

事業所などからの「ごみ」処分手数料が有料に

市では新しいごみ焼却場の完成に伴い、七月一日からごみ処理手数料を改正し、一部有料にしました。

有料になったのは、事業所などがごみを直接焼却場または埋立地へ運搬して処分する場合です。この場合手数料は、ごみ十キログラムにつき九円です。

今後、事業所などがごみを市営焼却場で処理する場合は、次の手順で行なってください。

まず、燃えるごみ燃えないごみにかかわらず、環境整理課へ利用申請書を出し、利用許可証を受けてください。

次に利用許可証を持ってごみを焼却場へ運搬し、焼却場で計量して処理手数料を納めてください。

そして係員の指示に従って焼却場または埋立地へごみを運び、許可証を示して処分してください。許可証がないと処理できませんから、ごみ整理課へお尋ねください。

注意：なお、ごみ処理の際は次のことに協力ください。

- ▽タタミのトコ、古材などは、一位の大きさに切って搬入する。
- ▽コンクリートのかけらなどは、できるだけ砕いて搬入する。
- ▽土砂類を出す場合は、事前に環境整理課へ届け出てください。
- ▽搬入時間を守ってください。
- 平日は午前九時から午後四時まで（土曜日は正午まで）です。
- 日曜、祭日は休みです。
- ※わからないことは、市役所環境整理課へお尋ねください。

第九回文化財めぐり

参加者募集

七月二十一日(火)午前八時四十分(厳守)市民体育館前出発

見学地(予定)

- 石灰焼跡(県指定史跡)：飯能市、○長光寺の惣門(県指定建造物)：飯能市、○入間市立郷土館：入間市、○高倉寺観音堂(国指定建造物)：入間市、○板碑(四照寺)：(国指定考古資料)：入間市、○七曲井(県指定史跡)：狭山市
- 三富開拓地遺跡(県指定旧跡)：所沢市
- 定員：十九名(マイクロバス使用)
- 申込み：七月十五日(木)～十七日(土)までに教育委員会社会教育課へ、定員になり次第締切ります。
- その他：費用は無料(ただし拝観料が若干あります)。
- なおお弁当は各自お持ちください。(小雨の場合は決行)

講演会のご案内

テーマ：現状の川越商店街と西口開発後の商業経営

日時：七月二十二日(木)午後二時～五時

場所：川越商工会議所

講師：通産省登録中小企業診断士、須田泰三氏

会費：一人五百円(当日ご持参ください)。

※申し込みとお問い合わせは、商工会議所(☎二二二二〇〇)へ

多彩な行事を開催

自立農業振興大会

市では、ことしにも次の要領で川越市自立農業振興大会を開催します。多数ご参加ください。

内容

- ① 農産部門：うまい米づくり競技会、園芸共進会、しいたけ共進会、養蚕共進会
- ② 畜産部門：畜舎衛生共励会(牛舎、豚舎、鶏舎)
- ③ 農産物即売会
- ④ 花とみどりの納涼祭

参加方法

① 資格：市内で農業を経営する方で、別に定める各部門の条件を備えている方。

② 申し込み：申込用紙(農務課にあり)に記入し、関係農協または農務課へ。

※申込期日やくわしいことは市役所農務課へお尋ねください。

越生町で

建具の展示会

入間郡越生町では、同町商工会、建具協同組合と共催で、建具の展示会と即売会を開きます。

この展示会は従来業者を対象としていたのですが、今回から広く一般の方にも見えていただき住宅建築の際に役立てていただくこととするものだそうです。

展示会の日時：七月二十三日～二十五日

即売会：二十四～二十五日の両日

会場：越生町立越生小体育館

お問い合わせ先：越生町役場経済課(☎四二九二二二)

審査会の審査で決定した医療費を病院等に支払います。この診療明細書の件数は、毎月二万件以上あります。

② 療養費申請の受付と支払い事務
療養費の申請というものは、一時自分で治療費をたてかえて、あとで国保の係から七割相当金を支給してもらおうということ。たと

③ 助産費・葬祭費の支給事務
被保険者の方が出産したときは出生一人につき助産費として一万円、また不幸にして死亡したときには、葬祭費二千元が支給されます。保険年金課と出張所の窓口でいつでも受け付けています。

④ 交通事故による被害届の受理
被保険者の方が、交通事故でけがをした場合の被害届を受理します。このとき警察の事故証明書、医師の診断書、示談成立の場合には示談書の写しなどを添付していただくことになっています。

⑤ 不正利得等返還請求事務
被保険者の方が、国保の資格を失ったあとで医師さんにかかり治療費等の給付を受けた場合は、その給付した分を不正利得の返還金として返していただくことになります。この返還金の請求事務を行なっています。

明細書などが必要で、

③ 助産費・葬祭費の支給事務
被保険者の方が出産したときは出生一人につき助産費として一万円、また不幸にして死亡したときには、葬祭費二千元が支給されます。保険年金課と出張所の窓口でいつでも受け付けています。

④ 交通事故による被害届の受理
被保険者の方が、交通事故でけがをした場合の被害届を受理します。このとき警察の事故証明書、医師の診断書、示談成立の場合には示談書の写しなどを添付していただくことになっています。

⑤ 不正利得等返還請求事務
被保険者の方が、国保の資格を失ったあとで医師さんにかかり治療費等の給付を受けた場合は、その給付した分を不正利得の返還金として返していただくことになります。この返還金の請求事務を行なっています。

第九回文化財めぐり

参加者募集

七月二十一日(火)午前八時四十分(厳守)市民体育館前出発

見学地(予定)

- 石灰焼跡(県指定史跡)：飯能市、○長光寺の惣門(県指定建造物)：飯能市、○入間市立郷土館：入間市、○高倉寺観音堂(国指定建造物)：入間市、○板碑(四照寺)：(国指定考古資料)：入間市、○七曲井(県指定史跡)：狭山市
- 三富開拓地遺跡(県指定旧跡)：所沢市
- 定員：十九名(マイクロバス使用)
- 申込み：七月十五日(木)～十七日(土)までに教育委員会社会教育課へ、定員になり次第締切ります。
- その他：費用は無料(ただし拝観料が若干あります)。
- なおお弁当は各自お持ちください。(小雨の場合は決行)

講演会のご案内

テーマ：現状の川越商店街と西口開発後の商業経営

日時：七月二十二日(木)午後二時～五時

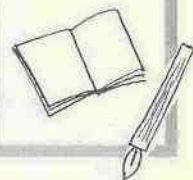
場所：川越商工会議所

講師：通産省登録中小企業診断士、須田泰三氏

会費：一人五百円(当日ご持参ください)。

※申し込みとお問い合わせは、商工会議所(☎二二二二〇〇)へ

おしらせ



第三回手芸教室

木目込人形

主催：南公民館

とき：七月二十一日(水)、二十八日(水)、八月四日(水)、午後一時三十分～三時三十分

ところ：南公民館

指導：小西波津子先生

受講料：無料(ただし、運営雑費百五十円)

材料費：(1)翁・藤娘・三の笠各八百円(いずれか一つ)、(2)おばこ・鈴の子各千二百円(いずれか一つ)

持参するもの：ハサミ・目打・筆記用具

申込：七月二十日(火)までに雑費・材料費(計二千五百円)を添えて南公民館へお申込みください。定員四十人になり次第締切ります。

※くわしくは南公民館へお尋ねください。

第2回勤労青少年の日に 多彩なもようし

7月17日(土)は「勤労青少年の日」です。川越勤労青少年ホームでは、次のような催しを行ないます。ホーム登録者は多数ご参加ください。

なお、未登録の方は、この機会に登録してご参加ください。また、当日埼玉会館で行なわれる、中央集会の「埼玉県勤労青少年合唱祭」には川越勤労青少年ホームからも出場します。

※くわしくは、勤労青少年ホーム(☎22-5241)へ。

勤労青少年の日(7月17日)催し物

映画会	1階和室	ドリフターズの全員集合 他1本	午後 6.15~
社交ダンス	3階体育室	社交ダンスの集い	6.30~
料理模擬店	1階ホール	ラーメン 等	5.00~

2階講習室において…川越観光写真展、ホーム歩み写真展

巡回行政相談

とき：七月二十七日(火) 午後一時～四時

ところ：山田出張所(中学校内 仮事務所)

相談員

○行政相談委員：小山 辰吉

○巡回行政相談員：新井 勝夫

花とみどりの納涼祭

とき：七月十四日(水)十五日(木) 午後一時～十時

ところ：久保町不動尊境内

※即売場もあります。

交通相談

ご利用を

交通相談が次のとおり行なわれていきます。

相談はすべて無料です。お気軽にご利用ください。開設場所は次のとおりです。

▽市役所市民課市民相談係(毎日 午前十時から午後四時(土曜日 午後一時まで))

▽川越地方庁舎内(毎週月曜日、午後一時から四時まで)

ことごと

造形教室

ねらい：夏休みの校外生活指導と創造力、創作技術の助長をはかる

とき：八月十二日(木)、十九日(木) 午後一時三十分～三時三十分

ところ：南公民館

指導：石井正子先生

内容：十二日(紙工作魚のモビール 十九日(石こうレリーフ

として保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

第三回市民歩け運動にご参加を



今回の市民歩け運動は市内の文化財を訪ねます。

とき：七月十八日(日) 午前七時出発(雨天の場合中止)

集合：午前六時四十五分、中央公民館前広場

コース：中央公民館→仲町蔵造り→東明寺(川越夜戦跡)→永川神社→喜多院→東照宮→中央公民館(約六キロメートル)

服装：軽快なもの、運動靴

説明者：郷土史研究家(有山余志三先生)

※参加希望申込(七月十七日まで)に中央公民館、南公民館へ。



講座

ハム講座

※申し込みを取消しする場合は七月二十七日(火)までにお申し出ください。それ以後の場合は受講料はお返しいたしません。

くわしくは中央公民館(☎二二一三九九)ハム講座へ

この講座は電波管理局の認可があり次第実施いたします。

持参する物：筆記用具

申込：七月二十日(火)までに雑費・材料費(計二千五百円)を添えて南公民館へお申込みください。定員四十人になり次第締切ります。

※くわしくは南公民館へお尋ねください。

申し込み：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：三千五百円(資料、テキスト代)

申込：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：無料(ただし、運営雑費百五十円)

材料費：(1)翁・藤娘・三の笠各八百円(いずれか一つ)、(2)おばこ・鈴の子各千二百円(いずれか一つ)

持参するもの：ハサミ・目打・筆記用具

申込：七月二十日(火)までに雑費・材料費(計二千五百円)を添えて南公民館へお申込みください。定員四十人になり次第締切ります。

※くわしくは南公民館へお尋ねください。

申し込み：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：三千五百円(資料、テキスト代)

申込：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：無料(ただし、運営雑費百五十円)

材料費：(1)翁・藤娘・三の笠各八百円(いずれか一つ)、(2)おばこ・鈴の子各千二百円(いずれか一つ)

持参するもの：ハサミ・目打・筆記用具

申込：七月二十日(火)までに雑費・材料費(計二千五百円)を添えて南公民館へお申込みください。定員四十人になり次第締切ります。

※くわしくは南公民館へお尋ねください。

申し込み：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：三千五百円(資料、テキスト代)

申込：七月二十日(火)から七月二十六日(月)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町一八一三)へお申し込みください。

受講料：無料(ただし、運営雑費百五十円)

材料費：(1)翁・藤娘・三の笠各八百円(いずれか一つ)、(2)おばこ・鈴の子各千二百円(いずれか一つ)

持参するもの：ハサミ・目打・筆記用具

※納期のご案内※

今月納めていただくのは、

- 固定資産税……………第2期
- 国民健康保険税……………第2期

です。

7月末日までに、納めましょう。

市議会第三回定例会より

川越市総合振興計画など

二十八議案を審議

市議会第三回定例会は、六月九日午後一時に、市役所に招集されました。招集にあつての件名は「川越市役所の位置を定める条例を定めることについて」ほか、二十七件でした。審議の内容は、以下のとおりです。

▼ 第一日(六月九日)は、会期を十五日間と決定し、諸報告のうち、専決処分関係議案二件を一括議題とし、即決し、続いて「川越市役所の位置を定める条例を定めることについて」ほか

関係二議案を、一括議題とし、質疑、討論のうち、無記名投票により、採決を実施した結果、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

▼ 第二日(六月十日)は、議案の一部を改正する条例を定めることについて「ほか二十二議案の提案理由の説明。

▼ 第三日(六月十一日)は、質疑ののち「川越市部課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか二十一議案の審査を、各関係常任委員会に付託。

▼ 第四日(六月十二日)は、通告議員による一般質問を実施。

▼ 第五日(六月十三日)は、日曜日のため、休会

▼ 第六日(六月十四日)は、通告順に従い、五議員による一般質問を実施。

▼ 第七日(六月十五日)は、通告順に従い、前日、質問途中の一議員ならびに、二議員による

一般質問を実施。

▼ 第八日(六月十六日)も通告順に従い、四議員による一般質問を実施。

▼ 第九日(六月十七日)は、総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が、付託案を審査。

▼ 第十日(六月十八日)は、建設常任委員会が、付託案を審査

▼ 第十一日(六月十九日)は、川越市総合振興計画特別委員会が、付託案を審査。

▼ 第十二日(六月二十日)は、日曜日のため休会。

▼ 第十三日(六月二十一日)第十四日(六月二十二日)は、委員長報告整理のため休会。

▼ 最終日(六月二十三日)は、

委員長報告に対する質疑、討論などののち、請願二件を採択、一件を「継続審査」とし、ついで、議案二十三件を、原案可決し、続いて、追加議案「教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ほか、二案件の提案がなされ、提案理由の説明・質疑ののち、原案どおり、同意など決定し、閉会

本市の基本となる計画であり、十分慎重に審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定」により「継続審査」とすることの、特別委員長の報告があり、最終日(六月二十三日)に、審議の結果、つぎの議案は「継続審査」とすることに、決定いたしました。

▼ 川越市総合振興計画(基本構想)を定めることについて

なお、本審査の特別委員会の構成は、つぎのとおりです。

※ ※ ※

▼ 川越市総合振興計画特別委員会

委員長 根岸 春吉
副委員長 小沢 善作
委員 市議会議員 全員

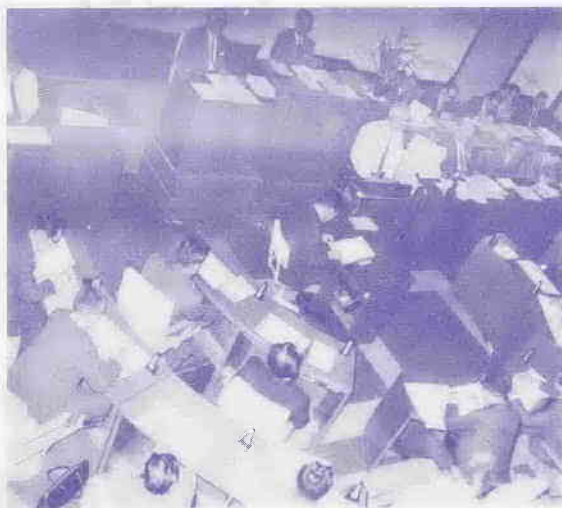
市議会運営委員会
構成される

川越市議会の円滑かつ適正を期するため「市議会運営委員会」が設置されますが、今期、市議会運営のため、昭和四十六年六月五日に、つぎのとよりの構成により、設置されました。

※ ※ ※

▼ 市議会運営委員会

委員長 根岸 春吉
副委員長 小沢 善作
委員 木村 豊太郎
委員 伊藤 義郎
委員 後閑 芳雄
委員 森田 栄
委員 関根 永吉
委員 荒井 習一
委員 岩崎 靖夫
委員 清水 正平



〔議場における審議風景〕

市議会だより



公営住宅・公共下水道の

契約可決される

市議会第三回定例会において、審議可決された、各案件は、つきのとおりです。

市庁舎建設

▼川越市役所の位置を定める条例を定めることについて
は、市庁舎建設にもとない、その位置を、川越市元町二丁目三番地一に定めたものです。

▼川越市道路線の認定について
川越市道路線の認定について、川越市庁舎建設にもとない、川越市庁舎建設にもとない、川越市元町一丁目三番地九地先から、宮下町一丁目四番地十三地先までの市道と、元町一丁目四番地五地先から元町一丁目六番地一地先までの道路を廃止し市庁舎建設の敷地内とならない部分、元町一丁目四番地五地先から宮下町一丁目四番地十三地先までを、市道として残すものです。

以上三議案について
は、市議会第三回定例会第一日（六月九日）に、提案理由の説明がなされ、質疑、討論のうち、無記名投票を実施した結果、賛成者多

専決処分・条例

▼専決処分の承認を求めることについて
は「川越市税条例」の一部を改正したもので、特別徴収の方法、昭和四十七年度分等の個人の市民税に関する特例、配当控除の特例

▼川越市道路線の認定について
は、区画整理事業施行にもとない、川越市大字藤間字稲荷前、宇諏訪前、字南開発、字清水下、字熊ノ肥、字蔵屋敷、字柳畑、字中原、字開発にまたがる、区画整理前の市道、三十六路線を廃止し、整理後の町名、川越市熊野町、清水町、稲荷町、諏訪町ならびに、従前の大字名、大字藤間字清水下、宇諏訪前、字稲荷前、字開発、字蔵屋敷、字熊ノ肥にまたがる、区画整理後の市道、五十六路線を、認定するものです。

契約

▼第一種中耐公営住宅新築工事請負契約について
は、第一種中耐公営住宅新築工事の入札の結果で、内容は、
一、契約の目的
第一種中耐公営住宅新築工事
二、契約の方法
指名競争入札
三、契約の金額
金七千四百八十万円
四、契約の相手方
川越市大字鯨井

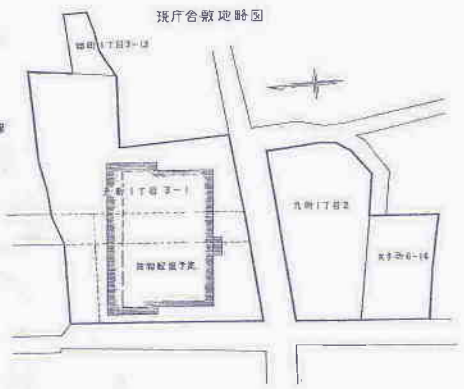


果て、内容は、
一、契約の目的
川越市霞ヶ関第二ポンプ場築造工事（第一期分）
二、契約の方法
指名競争入札
三、契約の金額
金三千三百万円
四、契約の相手方
東京都渋谷区桜丘町二十六番二十号
東急建設株式会社

▼川越市公共下水道中部幹線第二工区築造工事請負契約について
は、川越市公共下水道中部幹線第二工区築造工事入札の結果で、内容は、
一、契約の目的
川越市公共下水道中部幹線第二工区築造工事
二、契約の方法
指名競争入札
三、契約の金額
金四千二百八十万円
四、契約の相手方
東京都港区芝五丁目二十六番二十四号
馬淵建設株式会社東京支店

▼江川流域都市下水路築造工事（第二工区）請負契約について
は、江川流域都市下水路築造工事（第二工区）の入札の結果で、内容は、
一、契約の目的
江川流域都市下水路築造工事（第二工区）
二、契約の方法
指名競争入札
三、契約の金額
金四千二百八十万円
四、契約の相手方
東京都港区芝五丁目二十六番二十四号
馬淵建設株式会社東京支店

▼浄水場用地の取得について
は、浄水場建設のため、取得するもので、内容は、
一、土地の表示
川越市大字大仙波字曲師八百四十番、八百四十一番、八百四十五番、八百四十六番、八百四十七番、八百四十八番、八百四十九番の七筆で、地目、田、地積六千七百五十六平方メートル。
二、取得の目的
浄水場用地
三、取得予定価額
金五千五百五十万八千八百円
四、取得契約の相手方
川越市仙波町四丁目六番地六
岸 真治 氏
ほか五名



【市庁舎の位置】

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

道路の認定・廃止



【道路を認定・廃止した区画整理地区】

▼川越市道路線の認定について
は、東急霞ヶ関ニュータウン造成にもとない、東急霞ヶ関ニュータウン内の造成前の市道、十六路線を、廃止し、造成後の市道、六十二路線を、市道として、認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市大字藤間字稲荷前、宇諏訪前、字南開発、字清水下、字熊ノ肥、字蔵屋敷、字柳畑、字中原、字開発にまたがる、区画整理前の市道、三十六路線を廃止し、整理後の町名、川越市熊野町、清水町、稲荷町、諏訪町ならびに、従前の大字名、大字藤間字清水下、宇諏訪前、字稲荷前、字開発、字蔵屋敷、字熊ノ肥にまたがる、区画整理後の市道、五十六路線を、認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。



【汚れる川】
一、市立総合病院について
二、通勤、通学問題について
三、学校教育問題について
四、交通安全対策について
五、社会福祉問題について
六、防火・防犯対策について

補正予算

▼昭和四十六年度埼玉県川越市一般会計補正予算（第一号）
は、歳入・歳出それぞれ、二千九百八十四万八千円を追加し、歳入・歳出それぞれ五十四億三千四百八十四万八千円とするもので、歳入の主なるものは「国庫支出金」の消防ポンプ自動車購入費補助など、百四万円「繰越金」二千八百五十八万八千円であり、歳出においては、「総務費」において、庁舎建設にともなう仮事務室用建物賃借料、四百八十八万円「消防費」において消防ポンプ自動車購入費三百四万円「教育費」において、文化財保護にともな

一、小学校体育館、中学校プールの建設について
二、小・中学校建設計画について
三、保育園、幼稚園建設計画について
四、公民館、出張所の建築・改築

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、東洋インキ製造株式会社川越工場の敷地拡張にもとない、同工場の敷地内となる、川越市大字下赤坂字大球上元南大塚分にある市道、一路線を廃止するものです。

▼川越市道路線の認定について
は、川越市開発公社の住宅造成にもとない、川越市大字野田字月吉町にある市道一路線を廃止し、同宅地内の市道、六路線を認定するものです。

請願は

二件採択 一件「継続審査」

市議会第三回定例会に、提出された請願は、つぎのとおりです。

▼市内大字下広谷地区に上下水道の普及着工方請願について

は、川越市大字下広谷では、二、三年前、急速に住宅建設が進むために下水のたれ流しなどによって、井戸に、この汚水が浸透し、伝染病発生の不安にさらされておりますが、市下水道部、ならびに水道部でも、現地調査されているが、一刻も早く、上・下水道の着工、ならびに、東京建物株式会社宅地造成にともない、水道本管布設工事が、おこなわれると聞いていますので、その工事とあわせ、水道本管の延長と、補助管の住民負担の軽減を、はかられたい、との主旨により、川越市大字下広谷

九百三十一番地十三、住民代表、関野清雪氏ほか百五十九名より、提出されたものです。

▼市内大字寺尾地区（一部藤間地区）に下水道敷設方請願について

は、川越市大字寺尾、大字藤間地区にまたがる地域の住民が、居住してから、すでに七年になり、下水道敷設方を、すでに市当局に口答をもってお願いたしました。が、下水道が敷設されず、毎日の雑排水の処理に困窮し、過少な宅地内では、すでに吸込穴を掘り返す余地がなく、苦慮しており、幸いにも、高階小学校前より旭橋に至る幹線下水道の完成も間近のことですので、大字寺尾、大字藤間にまかがる、請願地区に、至急、下水道を敷設していただきたいとの主旨により、代表者、寺尾第一自治会長、持田米造、寺尾第一自治副会長、鈴木俊治の両氏ほか二百八十六名より提出されたものです。

〔請願された道路〕

以上二請願は、市議会第三回定例会第九日（六月十七日）第十日（六月十八日）開催の建設常任委員会に付託し、審査した結果、建設常任委員会として「採択」することに決

定したと、本市議会最終日（六月二十三日）に、委員長の報告があり、審議したのち、建設常任委員長報告どおり「採択」と決定いたしました。

▼市内大手町地域内の工場から発生する公害に対し配慮方請願について

は、大手町地域内にある、正田メッキ工場より発生する騒音、廃ガス、廃液およびオンワード縫製工場より、発生する騒音、煤煙などにより、いちじるしく「生活と健康」を、根底から侵害されてお

各常任委員長 選出される

市議会第三回定例会第九日（六月十七日）に、付託案審査のため総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が、開催され、つぎのとおり、各常任委員会の、正・副委員長が、選出されました。

▼総務常任委員会

委員長 小沢 善作

副委員長 深田 綱三

▼文教常任委員会

委員長 岩崎 靖夫

副委員長 荒井 習一

▼厚生常任委員会

委員長 天沼 半右衛門

副委員長 犬竹 正雄

▼建設常任委員会

委員長 戸田 正雄

副委員長 小金井 正三

▼教育委員会を同意

地方教育行政の組織および運営に関する法律第四条第一項の規定により「教育委員会委員」を、また、地方公務員法第九条第二項の規定により「公平委員会委員」をそれぞれ、選任したいと、議会の同意を、本議会最終日（六月二十三日）に、求められましたので、提案理由の説明ののち、質疑採決を実施した結果、同意された各委員は、つぎのとおりです。

▼教育委員会委員の選任につき

同意を求めることについて

川越市大字小ヶ谷

二百五十三番地

内田 秀夫

明治四十四年

十一月十一日生

公平委員会委員の

選任につき同意を求

めることについて

川越市脇田本町

四番地十五

行定 崇治

大正十年

三月二十五日生

人権擁護委 員認める

人権擁護委員法第六條第三項の規定により「人権擁護委員」について、議会の意見を求めたいと、本市議会最終日（六月二十三日）に、提案されましたので、提案理由の説明・質疑ののち、つぎの方を適任と認めました。

※ ※ ※

▼人権擁護委員の候補者の推薦

につき意見を求めることにつ

て

○ 川越市連雀町二十九番地一

松倉 秋之助

明治三十年八月

三十一日生

○ 川越市小仙波町

一丁目十六番地三

北村 博学

明治三十八年

九月十五日生

○ 川越市西小仙波町

一丁目八番地二

橋本 正代

大正元年十一月一日生

○ 川越市大字南田島

千七百四十六番地

瀧澤 のぶ

明治三十二年

九月二十八日生

○ 川越市大字小堤

八百三十五番地

宮根 一郎

明治三十八年

十一月二十五日生

○ 川越市小仙波町

一丁目十二番地二

荻島 絹

明治三十三年

十月二十九日生

○ 川越市大字南大塚

六百五十一番地

栗原 清三

明治四十年六月十四日生

○ 川越市岸町

一丁目二十三番地二

奥富 六郎

明治三十三年八月十日生



〔浄水場建設の用地〕

